

令和5年2月8日

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

一般財団法人 弘仁会

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(この行動計画においては、「女性活躍推進法」という。)に基づき、女性はもちろん、すべての職員が仕事と生活全般において調和のとれた働きやすい職場環境の整備を目指し、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 計画内容

目標1 : 準職員から職員、パートタイム職員から職員又は準職員への転換制度の運用を年間1人以上行う。

対策 : 令和5年4月～

退職により新規採用が困難な場合等、即戦力となる適任者を準職員又はパートタイム職員から職員又は準職員への転換を実施する。